

事務連絡
平成 27 年 7 月 7 日

各 { 都道府県
保健所設置市
特別区 } 衛生主管部局 御中

厚生労働省健康局結核感染症課

中東呼吸器症候群(MERS)への対応に関する留意事項について

韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の発生を受け、その対応につきましては、「韓国における中東呼吸器症候群(MERS)の対応について」(平成 27 年 6 月 4 日健感発 0604 第 1 号通知)及び「中東呼吸器症候群(MERS)の国内発生時の対応について」(平成 27 年 6 月 10 日健感発 0610 第 1 号通知)により、当該感染症に感染した疑いのある患者への対応についてお願いしているところです。

今般、これらの対応に関する留意事項を下記のとおり取りまとめたので、関係者と調整の上、具体的な運用に当たるよう、御協力をお願いいたします。

なお、検疫所宛てには、別添のとおり連絡していることを申し添えます。

記

1 検疫所から健感発 0604 第 1 号通知の 2 に掲げる疑似症患者の届出があった場合の患者の移送について

検疫所から疑似症患者の届出があり疑似症として取り扱う場合は、都道府県等に当該患者の移送義務が生じるものではないが、できる限り速やかに医療機関に受診させる観点から、都道府県等が主体となり検疫所と連携して当該患者を感染症指定医療機関に移送すること。なお、患者の容体が、緊急に入院を要する場合は、検疫所に患者の移送を依頼する等、適切な対応を行うこと。

また、疑似症患者が日本国籍を有しない場合、出入国管理及び難民認定法(昭和 26 年政令第 319 号)の規定により、当該患者は本邦に上陸(入国手続)することができないため、入国手続前に当該患者を感染症指定医療機関に移送して入院措置をとり、入院措置に該当しなくなった後、検疫所に引き渡し、当該者に入国手続をさせること。

2 疑似症に該当しない患者の検体の送付について

MERS の疑似症患者の定義には該当しないが、患者の症状の程度等に応じて、医師

の判断に基づき自治体が検体検査を行う場合は、地方衛生研究所にのみ検体を送付すること。

なお、地方衛生研究所での検査結果が陽性となった場合は、確定検査を行うため、速やかに国立感染症研究所へ検体を送付すること。

3 地方衛生研究所での検査結果が陽性となった場合の公表について

地方衛生研究所での検査結果が陽性となった場合、積極的疫学調査を効率的に行うため、厚生労働省と都道府県等の双方が患者の情報等を公表することとしているが、できる限り個人を特定し得る情報については公表を避ける観点から、公表内容は居住都道府県名にとどめること。保健所設置市等で MERS 患者が発生した場合の公表主体については、当該市と都道府県とで調整すること。

4 接触者調査について

二次感染の拡大防止のための接触者調査については、地方衛生研究所での検査結果が陽性となった段階で、当該事実を公表した上で行うこととしているが、それまでの間についても、疑似症患者から発症後の行動歴や接触者の有無等を聴取するとともに、当該患者の同居家族など、濃厚接触の可能性のある者については、検査結果が判明するまで外出を控えるよう要請するなど、必要に応じて二次感染の拡大防止のために必要な措置を講じること。

事務連絡
平成 27 年 7 月 7 日

各 検 疫 所 御 中

健康局結核感染症課

中東呼吸器症候群（MERS）への検疫対応に関する留意事項について

中東呼吸器症候群（MERS）への検疫対応については、「中東呼吸器症候群における検疫対応について」（平成 26 年 7 月 24 日健感発 0724 第 3 号健康局結核感染症課長通知）及び「韓国で発生している中東呼吸器症候群（MERS）への検疫対応について」（平成 27 年 6 月 4 日健感発 0604 第 2 号健康局結核感染症課長通知）により、お願いしているところです。

MERS 疑似症患者については、検疫法（昭和 26 年法律第 201 号）第 13 条第 1 項に基づき検査を行うとともに、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 144 号。以下「感染症法」という。）第 12 条第 1 項の規定に基づき、最寄りの保健所長を経由して都道府県等に届出を行い、これを受けて、都道府県等において入院措置を行うこととなります。

この場合における出入国管理及び難民認定法（昭和 26 年政令第 319 号。以下「入管法」という。）との関係については下記の取扱いとなりますので、了解ください。

なお、都道府県、保健所設置市、特別区の各衛生主管部局宛てには、別添のとおり連絡していることを申し添えます。

記

1. 感染症法の規定により、二類感染症の患者とみなされる外国人は、入管法第 5 条第 1 項の規定により、本邦に上陸することができないため、入国管理局を始め関係官署にあらかじめ連絡の上、入国をしない状態のまま感染症法第 26 条により準用する第 19 条及び第 21 条に基づき、都道府県知事等が入院措置等を行うものであること。
2. 入院措置の終了後、当該者については都道府県等から検疫所で引き渡しを受けて、必要な入国手続を行うよう措置すること。
3. 入院措置に当たっては、患者の状況等を踏まえ、患者の感染症指定医療機関への搬送等について、都道府県等に対して必要な協力を行うこと。
4. 上記の取扱いについては、関係官署とあらかじめ調整を行うこと。